

**今井小学校通学区域（新設小学校通学区域予定地域）内における
指定変更可能地域の設定について（案）**

1 対象地区（別添周辺図参照）

指定変更可能地域	指定校	可能校
小杉3丁目1～3, 5～9, 13～17, 20～25, 28, 29, 33, 66, 69, 70, 256, 422, 440～442番 (府中街道の西側に限る)	新設小学校	東住吉小学校 今井小学校
	今井中学校（変更なし）	

・設定期日 平成31年4月1日（予定）

設定期日後の転入学児童及び平成31年度新入学児童から、指定変更可能対象とする。

2 指定変更可能地域設定検討の経緯

新設小学校の通学区域案として、小杉町2丁目及び小杉町3丁目全域を対象とする最終案で地域調整を行っているが、地域住民から「小杉町3丁目の府中街道西側地域の児童について、通学にあたり府中街道及び南武沿線道路を新たに横断することになるため、児童に対する配慮策について保護者等から多くの要望が出ている。」旨の御意見をいただき、検討の結果、指定変更可能地域の設定を行うこととした。

3 新設小学校通学区域確定後の対象地区在住児童の取扱い

(1) 今井小学校に在籍する児童

新設小学校を指定校とする。新設小学校開校後も今井小学校に通学するためには、中原区役所区民課にて指定変更手続きが必要となる（校長の所見は不要。）。

(2) 今井小学校以外に在籍する児童

既に指定変更手続きを経ているため、在籍校にそのまま通学する。新設小学校への転校を希望する場合には、校長の所見を得た上で中原区役所区民課にて指定変更手続きが必要。

(対象地区・検討の経緯について)

教育委員会事務局総務部企画課

044-200-3268

(在籍児童の取扱いについて)

教育委員会事務局総務部学事課

044-200-3267